

平成29年度 第3回福祉のまちづくり推進審議会 会議録

■ 日 時：平成30年2月28日（木） 午前10時00分～11時30分

■ 場 所：府中市役所 北庁舎3階 第6会議室

■ 出席者：（五十音順・敬称略）

<委 員>

佐伯ヨシ子、高橋史、中山圭三、永合美穂、野口英一郎、萩原昭子、宮崎貞男、森登美江、横倉聡、吉田ヒサ子、和田光一

<事務局>

福祉保健部長（村越）、地域福祉推進課長（阿部）、地域福祉推進課長補佐兼社会福祉係長（三浦）、地域福祉推進課計画推進・臨時福祉給付金担当理事（鹿島）、地域福祉推進課事務職員（木暮、岡田）

<オブザーバー>

高齢者支援課長（山田）、高齢者支援課長補佐兼地域包括ケア推進係長（大木）、介護保険課長（石川）、介護保険課長補佐兼介護保険制度担当主査（阿部）、障害者福祉課長（相馬）

■ 欠席者：飯田由梨、中島みちる、野本和久、増岡寛子

■ 傍聴者：2名

■ 議 事 1 開会

2 議題

(1) 平成29年度第2回府中市福祉のまちづくり推進審議会会議録について

(2) 報告事項

(3) その他

3 閉会

■ 資 料 事前配付資料

- ・資料 平成29年度第2回府中市福祉のまちづくり推進審議会会議録
- ・資料1-1 府中駅周辺バリアフリーマップ（案）
- ・資料1-2 公共施設バリアフリー情報
- ・資料1-3 がいどまっぷ府中 表示例
- ・資料2-1 福祉のまちづくり推進事業の実績について
- ・資料2-2 府中市福祉のまちづくり条例とバリアフリー法等との関係について
- ・参考資料1 府中市福祉のまちづくり条例
- ・参考資料2 福祉のまちづくり条例対象施設（建築物編）と遵守基準となる整備項目

当日配付資料

- ・平成29年度第3回府中市福祉のまちづくり推進審議会次第
- ・平成29年度第3回府中市福祉のまちづくり推進審議会座席表
- ・資料3 質問内容・要望事項一覧

1 開会

事務局：皆様おはようございます。本日はお忙しい中、お集まりいただき、ありがとうございます。ただ今より平成29年度第3回府中市福祉のまちづくり推進審議会を開会いたします。本日の会議は委員15名中11名の出席をいただいております。府中市福祉のまちづくり条例施行規則第18条に規定する定足数を満たしておりますので、有効に成立しております。なお、欠席の委員は、野本委員、中島委員、増岡委員、飯田委員の4名で、都合によりご欠席との連絡をいただいております。

2 議題

事務局：それでは、お手元に配付してございます次第に従いまして、進めさせていただきますが、議題に入る前に事前に郵送及び本日配付いたしました資料の確認をさせていただきます。

事前の郵送配付資料は、「平成29年度第2回府中市福祉のまちづくり推進審議会会議録」、資料1-1「府中駅周辺バリアフリーマップ（案）」、資料1-2「公共施設バリアフリー情報」、「資料1-3がいどまっぷ府中 表示例」、資料2-1「福祉のまちづくり推進事業の実績について」、資料2-2「府中市福祉のまちづくり条例とバリアフリー法等との関係について」、参考資料1「府中市福祉のまちづくり条例」、参考資料2「福祉のまちづくり条例対象施設（建築物編）と遵守基準となる整備項目」でございます。本日の配付資料は、「次第」、「座席表」、続いて、資料3「質問内容・要望事項一覧」でございます。資料3は、前回の審議会で出された府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画の進行管理に係る質問及び要望事項を取りまとめたものでございます。

また、閲覧用資料として府中市福祉計画の冊子を机上においてございますが、こちらは、閲覧用ということで、後ほど回収をさせていただきます。資料につきましては、以上でございますが、不足などございましたら、事務局へお申し出くださいようお願いいたします。

なお、本日の会議には視覚に障害のある方がいらっしゃいますので、発言の際には、お名前をおっしゃっていただきますようお願いいたします。

次に本日の傍聴者についてですが、本日は傍聴希望の方が2名いらっしゃいますので、入場いただいてよろしいでしょうか。

（委員了承、傍聴者入場）

それでは、以後は会長に議事を進めていただきます。会長、よろしくようお願いいたします。

（1）平成29年度第2回府中市福祉のまちづくり推進審議会会議録について

会長：議題（1）の平成29年度第2回府中市福祉のまちづくり推進審議会会議録について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局：事前に郵送いたしました「平成29年度第2回府中市福祉のまちづくり推進審議会会議録」をご覧ください。前回の審議会における各委員の皆様のご発言を記録したもの

でございます。委員の皆様から訂正や変更のご連絡はございませんでした。この内容
でよろしければ、発言者名を伏せるなどしたうえで、市政情報公開室、中央図書館、
市ホームページで公開いたします。

会 長：ご質問、ご意見等ございますか。なければ会議録は承認ということで、公開をお願い
します。

(2) 報告事項

会 長：それでは、次に議題（2）の報告事項について、事務局から説明をお願いします。

（事務局から、報告事項1「府中駅周辺バリアフリーマップ（案）」等について、報告事項2「福
祉のまちづくり推進事業の実績」等について、報告事項3「質問内容・要望事項一覧」について説
明）

会 長：ありがとうございました。大きく分けて3点、説明がございました。まず報告事項1
「府中駅周辺バリアフリーマップ（案）」等について、ご質問等ございますか。資料は、
1の1から1の3となります。

委 員：市内全域のバリアフリーマップの作成に当たって、府中視覚障がい者福祉協会では、
市内の他の障害者団体と様々話し合い、触って分かるものや、聞いて分かるものなど
を提案していけたらと考えています。

また、地図の作成という事からは、少し離れてしまうかもしれませんが、いくつかお
話させていただきます。

まず、私達にとって、とても大事な音響式信号機と視覚障害者誘導用ブロックについ
てお話いたします。資料1-1に載っている音響式信号機は、青信号延長の信号機と
音響信号機のどちらかの場合もあるし、両方という場合もあります。私達は、府中駅
周辺も含めて市内の色々なところを歩いて、確認活動をしています。ある程度まとま
ったら、市と警察署の担当課にお話に行きたいと考えております。

また、府中駅周辺ではないのですが、せっかく音響式信号機が設置されているのに、
夜7時には音響機能が消えてしまうところがあり不便です。少し夜遅くなって、人通
りがなくなったところでは、特に青信号なのか、赤信号なのか知りたいのです。人
にも出会いませんし、車の動きで判断をしたりもしますけれど、赤信号の時に渡ってい
たという事態がしょっちゅうあるのではないかと思います。周辺にお住まいの方
のためには、うるさくないように音を小さくしたり、消したりしますというお話があ
りますけれど、信号機が青や赤に切り替わるたびに音が鳴るのではなく、私達が持っ
ている発信機からの情報を受信して、音を鳴らすという機能もありますので、ぜひ音
響機能を消さないでほしいということ、以前から警察にお話ししているのですが、
これからも改めてお話ししたいと思っています。

視覚障害者誘導用ブロックについては、府中駅周辺では整備が進んでいて、大変使い
やすくなってありがたく思っています。

資料1-2「公共施設バリアフリー情報」では、私達が施設に入るために必要な歩道から施設の入口までの視覚障害者誘導用ブロックが、ほとんどの施設で「あり」となっており、本当にありがたいことです。しかし、文化センターなどは歩道から入口まで曲がりくねっていたり、複雑になってしまっていたりするところがあります。また、磨耗によって、視覚障害者誘導用ブロックの突起が潰れていて、辿ることができない場合や、床面がザラザラしていて、視覚障害者誘導用ブロックが分かりづらく、すぐ迷うところも沢山あります。文化センターの担当課にもお話していますが、色々なところでこういった思いをすることがあるので、こういった状況についてもぜひ考えていただけたらありがたいと思います。

施設内に入ってからエレベーターや階段を警告する視覚障害者誘導用ブロックがあると、とてもありがたいと思います。また、入口から受付カウンターまで行けるラインがあると、そこで担当の方に色々ご相談できるのでありがたいです。最近できたル・シーニュ5階の市民活動センター「プラッツ」を利用することがありまして、受付ではすごく親切にさせていただくのですが、エレベーターを降りたところから受付カウンターまで視覚障害者誘導用ブロックが整備されていません。初めて行った際には、何も誘導するものがなくて驚きましたし、どこに受付があるか分からずとても残念でした。エレベーターを降りたところから、視覚障害者誘導用ブロックがあれば、すごくスムーズに受付まで行けて、そこで色々お願いすることもできるので、整備していただけたらと思います。

せっかく設備があるのに使えないという状況だと、すごくもったいないですし、私達にとっても残念なことです。私達もチェックをしながら要望していきたいと思いますが、ぜひ市としても、設備がついているという事だけで安心しないでいただきたいと思います。

会 長：ありがとうございます。この辺りについて、事務局としてはいかがでしょうか。

事 務 局：様々なご指摘ありがとうございます。やはり当事者の方の目線でないと分からないという事は多々あると思いますので、確認いただいた情報につきましては、関係団体等にお伝えていただくとともに、我々も審議会でもいただいたご意見につきましては、主管課に伝えてまいります。

また、設備はあるのに使えないというような状況のご指摘もありましたので、我々もバリアフリーマップを作って安心するのではなく、実際に設備が運用可能かという視点も踏まえて、今後のマップの作成を進めてまいりたいと思います。

文化センター等の施設で視覚障害者誘導用ブロックの劣化や、整備が不十分な状況があるということで、これまでもお気づきの際に、施設にお伝えいただいていると思いますが、施設改修等のタイミングや、簡易なものであれば修繕等で対応できる場合もありますので、今後も継続的に要望していただければと考えております。

また、市民活動センター「プラッツ」に関して、エレベーターを降りてから案内まで行けないという状況についてですが、こういった状況が、複合施設では課題となっています。複合施設内に整備されている個々の施設では、それぞれの設置基準が遵守さ

れているのですけれども、施設と施設をつなぐ部分については、整備の基準や考え方が明確化されていないという状況のなかで、施設から施設に辿り着けないという声を、ル・シーニューや市民活動センター「プラッツ」の関係で様々うかがっております。私達福祉の担当者だけで解決できる問題ではありませんけれども、市の中でも都市整備の関連部署にも情報を随時伝えていきたいと考えております。

会 長：はい、ありがとうございました。

委 員：ありがとうございました。

会 長：通称バリアフリー新法と言われる、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律は、移動等円滑化基準を定め、アクセス面を整えるということを目的としています。先程の市民活動センター「プラッツ」の問題というのは、バリアフリー新法において、しっかりと対応すべきこととされております。従来のハートビル法と、交通バリアフリー法をバリアフリー新法として一体化して、アクセスについてしっかりと対応すべきとされています。特に視覚障害者誘導用ブロックは、しっかりと設置することが定められています。

また、資料1-2では、基本的には視覚障害者誘導用ブロックの色が黄色になっています。しかし、市役所の施設内では一部がまだ茶色であったり、住吉文化センターでは、レンガ色であったりします。特に弱視の方にとって一番分かりやすいということで、黄色に統一しましょうということになっています。現状は茶色など様々な色がありますけれども、ぜひ関係団体には、分かりやすいものになるよう、少しずつ改善していただきたいと思っております。これらのことも考慮しながら、バリアフリーマップを作成してってください。

委 員：ル・シーニューの1、2階の入口部分で、すごく不思議なものがありまして、「このボタンを押してください」と点字で案内されているボタンがあります。私は、インフォメーション等とつながって、例えばお店の案内などもしてもらえないかと期待して押したのですが、防災センターの方が応答されました。「すみません、どういうことでしょうか。」と尋ねると、「むやみに押しはいけない。」と大変怒られてしまいました。その後、市にお話しすると、それはル・シーニューの管理なので、そちらに電話してくださいと言われてましたが、どこに連絡していいか分からず、まだ連絡はしていません。私達は、色々な所を触りながら歩くため、点字で書いてあると喜んで押してしまいますので、その度に他の方が怒られてしまうのは嫌だなど思っております。また、市民活動センター「プラッツ」内のエレベーターがあることを案内する音声案内が、時間によっては聞こえないぐらい小さくなっていることがあります。エレベーターの前まで行くと、エレベーターだと分かりますが、エレベーターまで誘導はされません。残念ですし、もっといい方法があればいいと思っております。

会 長：事務局は、指摘事項について、関係団体を含めて確認いただきたいと思っております。生活

に関係する場面が一番困るわけですから、身近なところではなるべく問題が出ないようにしてください。

委員：会長からもございましたが、視覚障害者誘導用ブロックの色に関しては、私も同様の意見を申しあげたいと考えておりました。法的な義務は今のところありませんが、公共施設であれば配慮義務は持っているものと認識していますので、重ねてご対応をお願いいたします。

また、バリアフリーマップについての要望ですが、作って安心ということではないということは、事務局からもありましたが、そのとおりだと思っています。作成後は、普及啓発をされることと思いますが、隅々まで行き渡るには、時間と労力が非常に必要になります。本当に必要とされている市民の方々が大勢いらっしゃることも事実ですので、様々な機関を介して普及してください。例えば高齢者分野のオレンジリング（認知症サポーター「ささえ隊」）が、今では小学校などでも普及啓発されているように、市内の特別支援学校や普通学級を始め、幅広い年代層に行き渡るような配慮をお願いしたいと思っています。

事務局：ご意見ありがとうございます。せっかく作っても広く活用されないというのは、我々も本意ではありませんので、様々な形で幅広い年代層に行き渡らせることができるよう、皆様のご意見等も参考にさせていただきながら進めてまいります。

会長：ありがとうございました。

委員：資料1-2の公共施設バリアフリー情報のうち、26番の府中の森芸術劇場について身障者用トイレの成人用シートの設置がないと書かれていますが、何年か前に改修後に地下1階の身障者用トイレに別途付けていただいて利用したことがあるので、恐らく成人用のシートはあるはずだと思います。

私達の肢体不自由の子は、成人してもおむつが必要で、成人用シートがないとトイレが使えないということから、十数年前から各方面に、トイレに成人用シートを設置してもらいたいと要望してまいりました。公共施設のだれでもトイレには、成人用シートが付くようになったと思っていたので、当然、府中市の公共施設にも付くだろうと安心していました。しかし、ル・シーニュの基本計画では、成人用シートの設置がなく、慌てて多方面に働きかけていただき、無事に市民活動センター「プラッツ」には、成人用シートが付きました。私達も安心して言うのを止めてしまっていたということもありますが、基本設計の時には必要性を伝える機会もありませんでした。完成してからまた直すのはすごくもったいないことなので、先程の視覚障害者誘導用ブロックにしても、最初の構想段階など、建てる前に聞いてくれれば良かったのに、ということがあります。逆に今のだれでもトイレのように、機能を盛り込みすぎて、却って使い勝手が悪くなってしまっていることがあり、それも無駄になってしまっていることの一つだと感じます。ル・シーニュの件は、結果的には設置が間に合って、快適にトイレに行けるということで、先日、社会福祉協議会がバルトホールで開催したタウンミー

ティングにも車いすの息子と一緒に参加することができ、活動の範囲も広がっておりがたかったのですが、その過程の部分では、なぜそうになってしまうのだろうと疑問に感じました。

会 長：例えば市民活動センター「プラッツ」のような新しい施設を整備する際には、該当の障害者団体等の意見を聴いていると思いますが、意見聴取のための集会などは実施していないのでしょうか。

事 務 局：ル・シーニュについては、府中駅南口第一地区市街地再開発組合による施工であり、建物自体も民間の指定確認検査機関において審査されていますので、我々も把握が来ていないところもあります。特定整備主の考え方や、必要最低限の遵守基準は満たしているけれども、成人用シートについては、望ましい整備であり、プラスアルファで付加する内容となりますので、施設のスペースの関係などから、そこまでは採用されないというケースが多々あるのではないのでしょうか。プラスアルファで設置している内容なので、現状ではなかなか整備が進まない理由として、そういったこともあるのではないかと捉えているところでございます。

会 長：ありがとうございます。新しい施設を整備する際には、確かに基準があつて、それが最低限のベースになるのですが、それ以上のことを広く市民の方から意見を聴いた上で、判断しながら実施していく、そういった姿勢を、まちづくり、とりわけ福祉のまちづくりという観点から、より一層関係部署にお話しいただきたいです。

副 会 長：会長のおっしゃるとおりだと思います。色々と調べたり、機会があれば調べたことを市にお話したりする、という委員のご発言もありましたが、逆に市から各団体に、より積極的に働きかけて、不具合がないか、使い勝手はどうかと聴く姿勢や意思を示された方がいいのではないかと思います。いかがでしょうか。

事 務 局：大変残念なことですけれども、これまで公共施設の整備においては、当事者の方からの積極的な意見聴取といったことが、十分に行われずにきました。しかし、市庁舎の建替に当たりましては、関係団体及び当事者団体の方からご意見を聴取して、設計に反映させたと聞いております。また、4月に移転予定のふれあい会館では、視覚障害者誘導用ブロックの設置位置などについて、視覚障害者団体の方から実際に現地でご意見をうかがって整備をしております。今後は、特に公共施設においては、当事者の方のご意見を踏まえ、当初からバリアフリー・ユニバーサルデザインの考え方に基づいた整備がされる方向で進めてまいりたいと考えております。

会 長：ありがとうございました。そのほか何かございますか。

副 会 長：資料1-1は、府中駅周辺バリアフリーマップ（案）と書いてありますけれども、これは今後案を取って配布されるのでしょうか。

事務局：資料1-1としてお示ししているのが、いわゆるバリアフリーマップでして、今回は府中駅を中心に作成したものを案として提示しています。こうした内容で他の駅周辺なども含めて全市的に作成することについてご意見をいただければと思います。

副会長：確認ですが、資料1-1は府中駅周辺のバリアフリーマップで、そのほかの階段とか道路とかこれがまとまった一つの冊子になって、それを色々な関係するところに配布していくということですか。

事務局：イメージといたしましては、まず今年度は、府中駅周辺のマップに盛り込む内容や、表示方法等の確認をさせていただき、来年度は、平成31年度の本格的な作成に向けて、どういったものを作るのかを固めるための検討を引き続き行います。まずは、この内容についてご確認をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

会長：少々古いものですが、府中市のバリアフリーマップは既存のものがあります。それに新しい情報を付け足して変えていくという発想ではなく、改めて新しいものを作る、ということでしょうか。

事務局：従前のものは市内の駅周辺ですとか、買い物しやすい場所ですとか、そういった情報で作られていました。今回作成するものには、例えば、視覚障害者誘導用ブロックの設置場所や、けやき並木のちょこ・りん・スポットがあるところは、歩道は広いですが、自転車が駐車されているので若干危険ですよなどの、バリアフリー情報や危険場所の情報も盛り込んでいきたいと考えております。

会長：予定では平成30年度までは調査、平成31年度に予算化をして、作成するという流れになっております。できればもう少し大きな字で分かりやすく、しっかりと書いていただければありがたいと思います。

それでは、報告事項2の福祉のまちづくり推進事業の実績について、資料は、資料2-1福祉のまちづくり推進事業の実績について、資料2-2府中市福祉のまちづくり条例とバリアフリー法等との関係になりますが、福祉のまちづくり推進事業は、実績が36件ありまして、割合として多いのが物品販売業を営む店舗等についてのバリアフリーが15件あります。それからマンション計画も含まれますけれども共同住宅が12件ということでございます。

差し支えなければ、大規模な共同住宅ではこういったところが、物品ではこういったところが相談にありました、という説明をお願いします。

事務局：整備箇所ということでよろしいでしょうか。

会長：はい、そうです。具体的にどういったマンションからどういった相談からがあったのかということをお願いします。

事務局：参考資料2「福祉のまちづくり条例対象施設（建築物編）と遵守基準となる整備項目」をご覧ください。参考資料2の裏面の左上に共同住宅等と記載している箇所がございます。府中市に届出が必要なものは、共同住宅の延床面積が2,000平方メートル未満かつ戸数が11戸以上のもとなっております。具体的な整備箇所については、右側の部分に黒の三角が書かれている移動円滑化経路等、出入口、廊下等及び階段が協議箇所となります。ただ、2,000平方メートル以上のものについては、府中市への届出が省略されて、指定確認検査機関において審査されますので届出はないものとなっております。

会長：名称も含めて、共同住宅でこういうところから相談があったという具体例は挙げられますか。

事務局：具体的な内容というところで共同住宅につきましては、平成29年では戸数としては大体10数戸から50戸程度の規模です。ご説明したとおり届出の対象は、11戸以上で2,000平方メートル未満のところであり、宮町、寿町、若松町、本町、栄町などで10数戸から50戸程度の小規模な共同住宅について、協議をして届出がございました。具体的な場所や名称は、差し控えさせていただきたいと思いますが、協議した箇所について町名及び規模については以上のとおりです。

会長：ありがとうございました。そのほか、ございますか。

委員：参考資料2の裏面、20番に公共用歩廊とありますが、これはどういったものでしょうか。

会長：参考資料2の裏面、20番に公共用歩廊と書いてあります。各項目に丸がついていますが、具体的にどういうことを示しているのか、ということですね。事務局お願いします。

事務局：答弁ができず申し訳ありません。20番の公共用歩廊につきましては、ほとんどのところが丸の印がついております。丸がついているものというのは、本市に対して届出が必要な箇所という意味ではなく、東京都の建築物バリアフリー条例の義務化対象となるという意味で、市に対して協議がない箇所になり、我々の方も協議が入っていないので、具体的なものについては、申し訳ありませんが、お答えが出来ません。次回この内容については、ご説明させていただきたいと思いますので、ご容赦いただければと思います。申し訳ございません。

委員：分かりました。

副会長：資料2-1の届出件数が多い少ないというのは、国のバリアフリー法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）、東京都建築物バリアフリー条例、府中市

福祉のまちづくり条例のどれに該当するかで、20番の公共用歩廊は、東京都建築物バリアフリー条例の範囲だから府中市としては問合せが少ないという考えでよろしいでしょうか。資料2-1で、物品販売業を営む店舗等の15件や共同住宅等の12件と数が多いというのは、府中市福祉のまちづくり条例が該当し、その他の区分は他の法律条例で決められているから、府中市への届出としては少ないと理解してよろしいのでしょうか。

事務局：届出件数について色々ご指摘をいただいているところですが、まず条例上の位置づけを確認させていただきたいと思います。参考資料1の福祉のまちづくり条例をご覧ください。4ページの第12条に届出という項目があります。ここで、福祉のまちづくり条例上の届出について規定しておりまして、「特定整備主は、第9条各号に掲げる事項について、規則で定めるところにより、工事に着手する前に市長に届け出なければならない。ただし、法令又は他の条例により、整備基準に適合させるための措置と同等以上の措置を講ずることとなるよう定めている事項については、この限りでない。」と書かれています。この規定からバリアフリー条例等、国や東京都の法律条例に定めがあり、それに基づいた措置がされるという部分については市に届け出る必要がないということになっておりますので、先程の2,000平方メートルを超えるような共同住宅は市に対して届出がなく、民間の確認機関や特定行政庁などで審査がされるとご認識いただければと思います。

会長：上位機関の国と東京都が2,000平方メートル以上の建物については確認をしているということでございます。資料1から3まででなくても結構ですので、確認したいところなどございますか。資料3の前の審議会が出た質問・要望に対する回答についても、確認いただきたいと思います。いかがでしょうか。ご出席いただいている委員の方にはぜひ、一言お願いしたいと思います。いかがでしょうか。

委員：条例については、なかなか難しいと思いながら、また、簡略に書いてありますので、どこまで理解していいのかな、というようなことで迷いました。他の資料に関しては、大変よく調べてあって、これを見れば大体私としても分かるというものでした。地域のことでよろしいでしょうか。私の地域は北山町なのですが、道も狭くて大変なところですよ。1月から2月にかけて街灯を直していただいて、大変明るくなりました。LEDになったので、今までの街灯とは違って、夜も安心して出かけられるようになり、行政の方は色々私達のことを考えてくださっているのだと思っております。本当にありがとうございます。また、今日の資料の中ではお話がなかったのですが、一つとても心配なことがあります。西原町の方に新しい道路が出来るのに伴って、交差点が大変大きなものになります。私達の地域は高齢者が大変多いので、これから一体どうなるのかという心配があります。そのことについても何かの機会にお話いただきたいと思います。ありがとうございます。

会 長：ありがとうございました。大きな道路が出来ると、横断時間にかなり時間がかかります。ところが、信号がすぐ変わって、途中で置いてけぼりになってしまって色々な問題が出ますので、横断時間を考えるなど、ぜひまちづくりの方からも関係の部署に働きかけをお願いしたいと思います。

委 員：私は、住吉文化センターで色々と活動しているものですから、文化センターの視覚障害者誘導用ブロックの色についておうかがいしますが、レンガ色で大丈夫なのでしょうか。現在は、ほとんど黄色になっていますけれども、変更した方がいいのでしょうか。

会 長：先程ご説明したとおり、色の指定が義務付けされているわけではありませんが弱視の方々に一番反射するのは黄色ということです。そのために現在、全国的には黄色に統一していきましょうという一つの流れがあるということをご認識いただければと思います。東京都の条例の中にも恐らく入っていると思います。当初は、デザインの関係で、廊下の色と同じような色にしていることもありましたが。建物の外側も景観をかなり重視して、例えば建物の外の傾斜は20分の1になるように、20メートル行って1メートル上がるようにスロープを設けることとなっていますが、なかなか場所がない等の問題もあったということです。しかし、そういった部分もしっかりと整備をしていきましょうというのが、府中市のまちづくり条例でもあります。このレンガの色は、直す予定はあるのでしょうか。

事 務 局：特定の文化センターの色をどうするかということは、把握しておりませんが、まず基本的な視覚障害者誘導用ブロックの色の考え方を説明させていただきます。会長からもお話しいただいたとおり、弱視の方に配慮し、視覚障害者誘導用ブロックの色は黄色を原則とするものでございます。ただし、床の色との明度の差の関係で、床が黄色に近い明るい色の場合、黄色だと却って目立たないということもありますので、その場合には黄色以外の色が採用される場合もあります。住吉文化センターが、何色の床の色で視覚障害者誘導用ブロックにレンガ色が採用されたのか、デザイン性なのかということは、把握しておりませんが、確認をしてまいりたいと思います。

委 員：色々な団体の弱視の方の意見を聞いていくと、やはり原則は黄色ですが、先程も出ていたようにコントラストといいますか、目立っていれば特に黄色ということにこだわらないという方もいます。本当に見え方が様々なので、統一しきれないところもあります。しかし、黄色に関しては、分からないという方はいないそうなので、ぜひ文化センターも可能であれば、黄色に変えていただきたいと思います。また、床面がざらざらしていると視覚障害者誘導用ブロックが分かりませんし、タイルが敷かれているような箇所に、ブロックを置いてしまうと複雑になってしまうので、ぜひどのようにすればいいかは、私達の団体や視覚障害者に聞いていただけたらありがたいと思います。

委員：府中町に住んでいますが、このところ目立たないけれど安全面で色々行き届いている所が出てきているなと思っています。先程のご意見と同様で、街灯がLEDになって、路面を照らす面積がずいぶん広がったので、道路の暗い部分が無くなってとてもいいなと思っています。それから資料1-1の9の中央文化センター西の音響式信号機ですが、今までは押しボタン式で、押ししたと思っていたら押ししていなかったということがありましたが、先日タッチパネル式のものに替わっていて、表示も明確ですし、言葉の案内もすごく明瞭で使いやすいと思いました。押しボタン式の信号機を全て同様のものにするのは、難しいと思いますが、信号が青に変わるのを待っていたら、押ししていなかったという状況も解消されますので、ご対応をお願いします。桜通りの歩道は結構整備されまして、歩行がかなり楽になりました。府中公園の東側をちゅうバスが通っていますが、今まで植込みがかなり茂っていて見通しが悪かったのが、大きくなった银杏の木やアメリカハナミズキを何本か切っていただいたので、公園の中の様子もよく見えますし、歩行者にしてもバスが通る時などにすごく安全で助かっております。

会長：ありがとうございました。そのほか、いかがですか。

委員：今回が3回目の審議会で、これまでも皆さんから沢山の非常に貴重な意見が出ていたかと思えます。全てというわけにはいかないかもしれませんが、なるべく意見を汲んでいただいて、ぜひ有意義な審議会にさせていただきたいと要望いたします。バリアフリー化の件で色々資料も提出いただき拝見しました。予算等の関係もあり、全てに対応するというのもなかなか難しいのかもしれませんが、特に公共施設に関しては、様々な利用者がいらっしゃるかと思いますのでバリアフリー化を徹底していただければと思っています。この福祉のまちづくり条例に関して言えば、高齢者、障害者を含めた全ての方々が安全で安心に暮らせる、快適な暮らしができるまちづくりを推進することとなっております。先月、北海道の自立支援施設で火災が起きて、多くの高齢者の方が亡くなったという痛ましい事件がありました。新聞等によると無届の施設だったのかと思えますが、そういった高齢者がお住まいになっている共同住宅に関しての設備や安全面についても、市としてしっかり見ていただけたら幸いです。

事務局：北海道の火災の件については、建築行政上の問題ではあると思います。ただ、だれもが使いやすいというところで、我々の方にも協議があった物件は、恐らくあのような痛ましいような事故が起きるのが少ないような物件だとは思いますが、けれども、そういう未届けものについても、建築行政の立場から今後は、しっかり対応していくと考えておりますのでよろしくをお願いします。

委員：いただいた資料を拝見して、分かりやすく、細かくまとめてくださっていると思っております。先程から出ておりますバリアフリーマップに関しては、皆さんからも出ていらっしゃいましたし、前回の会でも申し上げたと思いますが、作成後の市民への普及啓発という部分で、情報のバリアフリー化についても検討していただきたいと思

います。せっかく作成しても、市民の目に触れない、耳にすることがないというのは、すごくもったいないと思いますので、普及啓発の手段についても検討いただきたいと思います。

資料1-2の公共施設のバリアフリー情報についても大変すっきりとまとまっていると感じております。一見して、障害者用のトイレについて、やはりまだまだ不備があるなど感じたところです。私はお年寄りに関わる分野を担当していますので、お年寄りが外に出る際に、どうしてもネックになるのがお手洗いの部分だということをよく聞きます。お手洗いが気になるから外に行かないとか、どうしても行かなくてはいけない場合は水分を控えてしまうと、そういった悪循環になりかねません。トイレについては、まだ十分ではないのだと表を見て感じたところです。先程から視覚障害者誘導用ブロックの話も出ておりますが、まだまだ不十分な点があると思いましたが、情報としてまとめるだけではなく、色々な課題を解決する方法というのが大切ではないか感じました。

会 長：ありがとうございました。身体障害者用のトイレが少ないのではないだろうかということですね。

事 務 局：資料1-2の表ですが、資料の右半分くらいが身体障害者用トイレに関する具体的な記述になっておまして、基本的には身体障害者用トイレそのものは、公共施設にはほぼ整備されています。その中で、オストメイト対応ですとか背もたれ、カーテン、ベビーベット、成人用シートについては、いくつかの施設で付加されているとなっています。オストメイトなどの設置は、公共的施設では積極的に進めるべきだという認識で協議の際に対応しているところですけども、やはり建築年次の関係などで、今後、改修の際には対応が図られるのではないかと捉えております。

委 員：資料1-2を見て、視覚障害者誘導用ブロックについて何か色によって意味があるのかと思っていたのですが、黄色が弱視の方にとって一番いいということが分かりました。昨日、駅周辺を見たら、黄色がすごく目立っていてバリアフリーがすごく出来ているのだと思いましたが、やはり障害を持った方にはまだまだ不利な点があると思いますので、障害者の方の意見をどんどん取り入れていっていただきたいと思います。条例については、難しくてよく分かりませんが、少しずつ勉強していきたいと思っております。

会 長：ありがとうございました。全体的に何かございますでしょうか。とりわけ本日の資料3のところでは何かございますか。このほかに不明な点などはございませんか。

副 会 長：参考資料の1の府中市福祉のまちづくり条例では、第8条に府中市福祉のまちづくり推進審議会について書いてあります。必要があるときには審議会に専門部会を置くことができる等書いてあることから、この審議会の重要性を改めて感じ、審議会の一員として発言しなければいけないと思いました。

東京都、府中市及び近隣市の条例と様々な条例があります。私は大学の教員をしていますが、本部が六本木にありまして、横浜にも学校があります。横浜の方はかなりの広さがありますが、60パーセントくらいの緑化が義務付けられていて、適当に校舎を建ててはいけなくなっています。高さの制限もありまして、宗教的な学校のため、礼拝堂の上はかなり高く十字架を作ろうと思っても、建築基準法上か横浜市の条例が分かりませんが、規制されます。そういう意味では、府中市の福祉のまちづくり条例と他の近隣市の条例を比較すると、こういった審議会からの意見を取り入れるとされているのは、府中市の条例の一つの特徴かと思えますけれども、改めて行政側から見た際に府中市の条例として何か特徴はあるのか、それとも近隣市と大体同じようなものなのか、自己評価としてはいかがでしょうか。

事務局：本市の福祉のまちづくり条例は、基本的には平成21年度に大きく改正したわけですが、東京都の福祉のまちづくり条例に準拠する形での改正となっております。東京都が示す福祉のまちづくりの考え方を本市においても同様に見解をしていくという考え方がベースとなっております。その際にはユニバーサルデザインの考え方を取り入れた形となっております。

副会長：その中でここが特に府中市の特徴がというのは、ないのでしょうか。

事務局：特徴という部分では、資料2-2のまちづくり条例とバリアフリー法との関係についてという表の一番下の「例えば共同住宅は？」という部分で紹介している部分になります。東京都の建築物バリアフリー条例では基本的に2,000平方メートル以上の共同住宅の場合において、協議の対象としていますが、本市では2,000平方メートル未満で、戸数は11戸以上の場合を協議の対象としております。より小規模な共同住宅についても福祉のまちづくり条例に基づく整備がされるように展開しています。より小さな物件についてもこのような対応がされているということは、本市の特徴ではないか認識をしております。

会長：ありがとうございました。

委員：ユニバーサルデザインということで最近感じていることがあります。私は、府中の障害福祉を開く会という色々な障害者団体の人たちが集まって話したことを市に要望するという会に参加させていただくようになりました。その中では、視覚障害者協会の方、聴覚障害者協会の方が出て、私は、肢体不自由、車いすに乗っている障害児の親の立場で参加しています。そこには自立生活をしている障害当事者の方もいらして、身体障害者手帳は1級ということで、私達の子とデータ上は、同じ1級ということになりますけれども、当事者の方の要望と親の立場という介護をする側の要望が時につかることがあります。障害種が異なると、当然に求めるニーズも異なります。例えば、車いすの利用者にとっては、床は全てフラットがいいけれども、視覚に障害のある方だと、視覚障害者誘導用ブロックという段差がないと危険である、といったこと

です。それを個別に聞き取ると、要望が全く相反してしまうので、さあどうしようということになってしまいます。これがユニバーサルデザインです、こうすれば皆が安全です、ということではなく、色々な立場の方の要望を一つの議題に乗せて、お互いのことを知って、ここまでは譲れます、ここは譲れません、こうすれば皆にとってより良いものになると、お互いに調整しながら作っていくものではないかと思えます。個別の団体から個別の場所について聞き取りをして、よかれと思って整備したものが、他の人にとっては都合が悪かったということが色々なところでよく起きるので、本当の福祉のまちづくりということを考えたときには、同じ土俵に皆を上げて、話し合ったり、調整しあったりということが必要になるのではないかと最近改めて感じました。

会 長：ありがとうございました。その辺りについて、事務局いかがですか。

事 務 局：車いすの方にとっては、床はフラットがいいけれども視覚障害者の方にとってはそうではないお話が、まさに利益が相反してしまうという事例かと思えました。ある一方の当事者だけの意見で制御されてしまいますと、他方にとっては使いづらいという状況になると思います。一般論としては、整備する箇所をどなたが主に利用するのかということを抑えて、そちらに重きを置くということも考えられますが、やはり誰もが使いやすいということを考えますと、様々な障害をお持ちの方を一堂に会して、調整しながら進めるという手法も現実的な選択になるのではないかと思いますので、当事者のご意見をうかがう際には参考にさせていただきたいと思えます。

会 長：誰もが使いやすいということは、裏を返すと誰もが使いにくいという、思想があります。ちょうど良いことに府中市は、色々な会合しながら協働のシステム、あるいは協業のシステムを作っていくという方針ですので、こういった問題について話し合いながら適切に整備していくというスタイルをぜひ踏襲していただければと思います。病気の部位によっても対応策は大分異なります。例えば、パーキンソン病の方にとってスロープを使用するというのは無理があつて、ゆっくりと階段を上がっていく方がいいだろうといったことがあります。色々な住宅のシステムがありますので、しっかりと団体の方々と話し合つて、ぜひ協働のシステムを作っていただければと思います。それでは、次に議題（3）のその他について事務局から説明をお願いします。

事 務 局：次回の審議会でございますが、本年7月の開催を予定しております。地域福祉計画、福祉のまちづくり推進計画の事業実施状況などにつきまして、ご審議をいただく予定でございます。委員の皆様のご都合を調整のうえ、改めてご連絡させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

会 長：以上で本日の議題は全て終了いたしました。これで平成29年度第3回府中市福祉のまちづくり推進審議会を終了させていただきます。ありがとうございました。